

PCB廃棄物特別措置法の概要等について



令和5年12月13日
岩手県環境生活部資源循環推進課

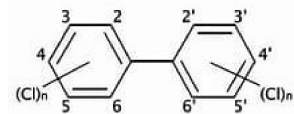
※ 本説明では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）を「法」と略して説明します

PCBとは

◆ PCB (Polychlorinated biphenyl): ポリ塩化ビフェニル

- ▶ 人工的に作られた油状の化学物質
- ▶ 化学的に安定な性質

〔 水に溶けにくい、沸点が高い、燃えにくい、
熱で分解しにくい、電気絶縁性が高い等 〕



| 用途 | | 製品例・使用場所 |
|-------------------|---------|------------------------------------|
| 絶縁油 | 変圧器用 | ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器 |
| | コンデンサー用 | 蛍光灯安定器・家電用コンデンサー 電力用コンデンサー |
| 熱媒体 | | 化学製品等の製造工場の熱媒体 |
| 潤滑油 | | 機械の高温用潤滑油、油圧オイル |
| 感圧複写紙 塗料・印刷インキ | | ノンカーボン紙（溶媒） 印刷インキ、難燃性・耐食性・耐水性塗料 |

PCBとは

PCBの毒性

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こす

カネミ油症事件

昭和43年、食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害が発生

昭和47年 行政指導により製造中止、回収等の指示

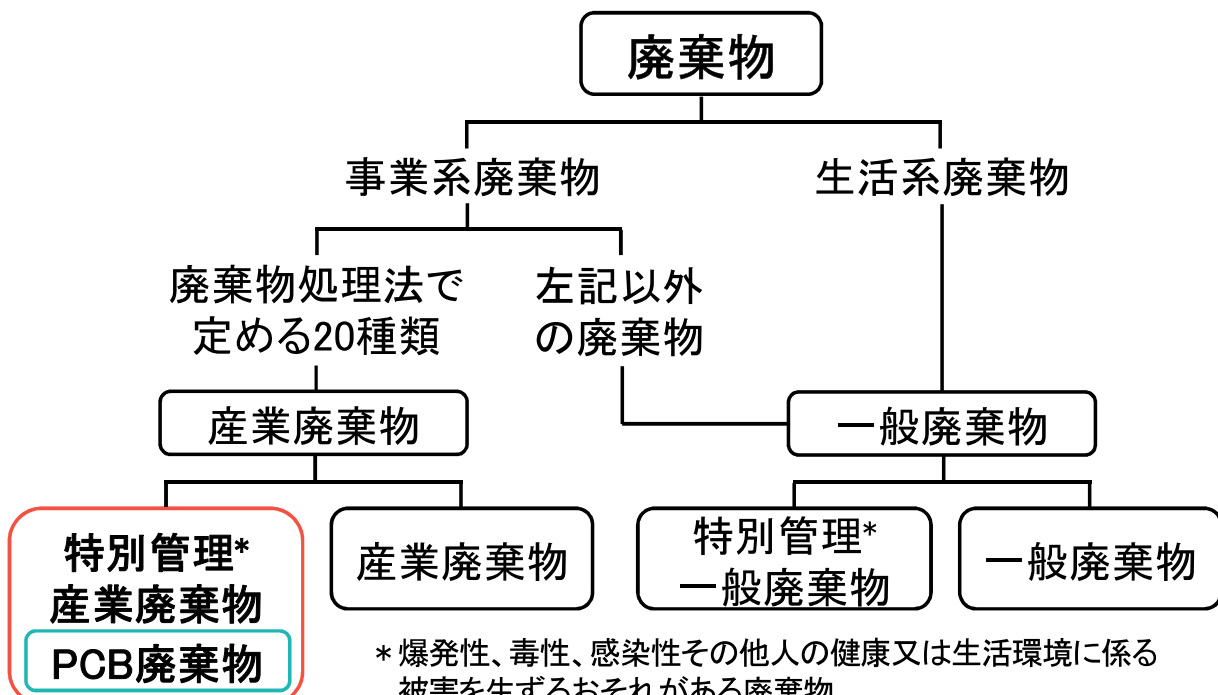
平成13年 PCB廃棄物特別措置法*施行

* ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

2

PCB廃棄物とは

◆ 廃棄物の区分



* 爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物

3

PCB廃棄物とは

◆ PCB廃棄物の定義（法第2条）

PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの

廃PCB等

PCB原液及びPCBを含む廃油

PCB汚染物

PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず等
例) 変圧器・コンデンサー、蛍光灯安定器、感圧複写紙、ウエス等

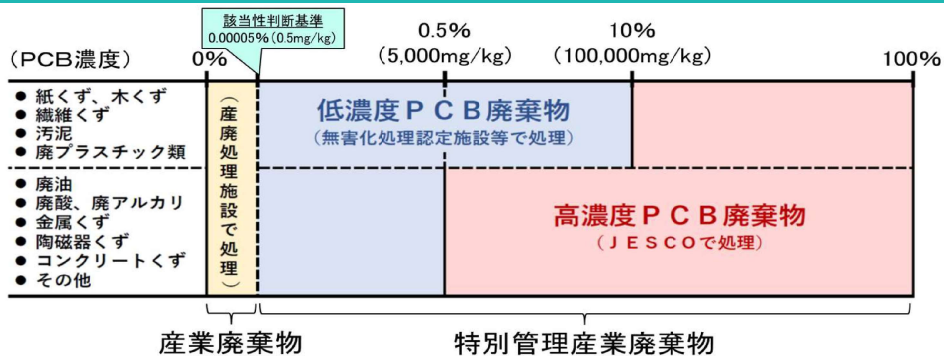
PCB処理物

廃PCB又はPCB汚染物を処分するために処理したもので基準に適合しないもの

4

PCB廃棄物とは

◆ PCB濃度による廃棄物の分類



高濃度PCB廃棄物

処理

中間貯蔵・環境安全事業(株)
(JESCO)

※ 岩手県内の高濃度PCB廃棄物はJESCO北海道
PCB処理事業所で処理

低濃度PCB廃棄物

処理

無害化処理認定施設
都道府県知事等許可施設

※ 処理施設ごとに処理可能品目が異なるので注意

5

PCB廃棄物とは

◆ 低濃度PCB廃棄物の区分

| 区分 | I 微量PCB汚染廃電気機器等 | II 低濃度PCB含有廃棄物 |
|------------|---|---|
| ①低濃度PCB廃油 | イ 微量PCB汚染絶縁油 (電気機器又はOFケーブルに使用された絶縁油であって微量のPCBに汚染されたもの) | ロ 低濃度PCB含有廃油 (PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃油等) (主として液状物) |
| ②低濃度PCB汚染物 | イ 微量PCB汚染物 (微量PCB汚染絶縁油によって汚染されたもの) | ロ 低濃度PCB含有汚染物 ・PCB濃度が100,000mg/kg以下の汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類 ・金属くず、陶磁器くず、コンクリート破片等の不要物(金属くず等)に付着したもののPCB濃度が5,000mg/kg以下のもの (主として固形物) |
| ③低濃度PCB処理物 | イ 微量PCB処理物 (①イ、②イを処分するために処理したもの) | ロ 低濃度PCB含有処理物 (PCB廃棄物を処分するために処理したものであって、PCB濃度が5,000mg/kg以下のもの(金属くず等は付着物のPCB濃度)) |

6

PCB使用製品とは

◆ PCB使用製品の定義(法第2条)

PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品

PCB廃棄物特別措置法の対象

安定器・汚染物等
(非自家用電気工作物であるコンデンサー等を含む)

電気事業法の対象

自家用電気工作物(変圧器、コンデンサー等)

└─> 廃止後はPCB廃棄物特別措置法の対象

7

事業者に課せられる規制

◆ 事業者の責務(法第3条)

保管事業者

PCB廃棄物を自らの責任において確実にかつ適正に処理すること

所有事業者

確実に、PCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するよう努めること

保管事業者及び所有事業者

PCB廃棄物の確実にかつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること

8

事業者に課せられる規制

◆ 保管及び処分の状況の届出(法第8条、第15条)

毎年6月30日までに、前年度のPCB廃棄物の保管及び処分の状況を届け出ること

様式第一号(一) (第九条、第二十条及び第二十七条関係)

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(保管事業者及び所有事業者用)

都道府県知事 殿
(市長)

年 月 日

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

| | | | |
|-----------------------|--|------|--|
| 保管事業場の名称 | | | |
| 保管事業場の所在地 | | | |
| 特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名 | | 電話番号 | |

9

事業者課せられる規制

◆ 期間内の処分(法第14条)

低濃度PCB廃棄物は、令和9年3月31日までに処分しなければならない

処分期間内に処分しない場合は改善命令の対象

◆ 譲渡し及び譲受けの制限(法第17条)

PCB廃棄物は、原則、譲り渡し、又は譲り受けてはならない

◆ 立入検査等(法第25条)

PCB廃棄物の保管状況等について、都道府県等職員が現場での確認等を実施

10

PCB廃棄物の保管

◆ PCB廃棄物の保管基準

廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物保管基準*に従う

(* 廃棄物処理法第12条の2第2項、同法施行規則第8条の13)

- ▶ 周囲に囲いがあること
- ▶ 見やすい箇所に掲示板を設けること
- ▶ 飛散、流出、地下浸透、悪臭発生を防止する措置を講ずること
- ▶ 他のものが混入しないよう仕切りを設ける等の措置を講ずること
- ▶ 容器に入れ密封する等の揮発防止措置を講ずること
- ▶ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ▶ 腐食防止のために必要な措置を講ずること



11

PCB廃棄物の保管

◆ 保管場所の選定

容易に他人が立ち入ることがない倉庫や保管庫等の鍵のかかる部屋(建屋)

◆ 掲示板の例

| | | |
|------------|---------------|---------------|
| 60cm 以上 | 特別管理産業廃棄物保管場所 | |
| | 廃棄物種類 | PCB廃棄物 |
| | 数量 | コンデンサー 3台 |
| | 保管の高さ | |
| | 管理者の氏名又は名称 | 〇〇株式会社 |
| | 連絡先 | △△△-☆☆☆-XXXXX |
| | 60cm以上 | |

12

PCB廃棄物の保管

◆ 特別管理産業廃棄物管理責任者

- ▶ 保管事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置すること
 - PCB廃棄物の保管及び処分状況等を把握
 - 適正な処理を確保
- ▶ 特別管理産業廃棄物管理責任者は資格(廃棄物処理法施行規則第8条の17)を有する者であること
例) (公財)日本産業廃棄物処理振興センター実施の特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会修了者等
- ▶ 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更した場合は、30日以内に届出が必要

13

PCB廃棄物の収集運搬

◆ PCB廃棄物の収集運搬・基準

廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物の収集・運搬基準*に従う（* 廃棄物処理法第12条の2第1項、同法施行令第6条の5）

環境省の低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインも参照すること

- ▶ 飛散、流出、地下浸透、悪臭、騒音、振動防止措置を講ずること
- ▶ 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること
- ▶ 密閉性の高い車両を使用し、車両の両側面にPCB廃棄物運搬車両である旨の表示をすること
- ▶ 他のものと区分して収集・運搬すること
- ▶ 運搬容器（密閉できる等の構造）に収納して収集・運搬すること
- ▶ PCB廃棄物に係る事項を記載した書面を備え付け、取扱いに係る注意事項等を記載した書類を携帯すること 等

14

PCB廃棄物の処分

◆ 低濃度PCB廃棄物を処理できる者

環境大臣の認定業者

- ▶ 廃棄物処理法第15条の4の4に基づき、環境大臣が認定する無害化処理認定業者
- ▶ 当該認定を受けた者は、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置許可に係る許可不要

都道府県知事等の許可業者

- ▶ 廃棄物処理法第14条の4に基づく低濃度PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物処分業の許可業者
- ▶ 処理施設は廃棄物処理法第15条に基づく廃棄物処理施設設置許可が必要

15

PCB廃棄物の処分

◆ 東北地方に所在する無害化処理認定施設

| 事業者名 | 処理施設設置場所 | 処理の方法 | 廃棄物の種類 | | | |
|--------------------|-----------|--|--------|--------------|--------|-----|
| | | | 廃油 | トランス・コンデンサー等 | その他汚染物 | 処理物 |
| 株式会社クレハ環境 | 福島県いわき市 | 焼却 (ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉) 【収集運搬有り】 | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| エコシステム秋田株式会社 | 秋田県大館市 | 焼却 (ロータリーキルン式焼却炉、ガス燃焼式焼却炉及び固定床炉) | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| ユナイテッド計画株式会社 | 秋田県秋田市 | 焼却 (ロータリーキルン式焼却熔融炉方式) 【収集運搬有り】 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| エコシステム小坂株式会社 | 秋田県鹿角郡小坂町 | 焼却 (流動床式焼却炉) 【収集運搬有り】 | | | ○ | ○ |
| ゼロ・ジャパン株式会社 | 青森県八戸市 ほか | 分解・洗浄 (金属ナトリウム添着セラミックス分解・洗浄法) | ○ | ○ | | |
| 東芝環境ソリューション株式会社 | 秋田県秋田市 ほか | 分解・洗浄 (化学的脱塩素化分解・洗浄法(CDP洗浄法)) | ○ | ○ | | |
| 株式会社イオン | 福島県須賀川市 | 洗浄【固定式】 (気化溶剤循環洗浄法) | | ○ | | |
| 日本製紙勿来クリーンセンター株式会社 | 福島県いわき市 | 還元熱化学分解方式 (ジオスチーム法) 【収集運搬有り】 | | | ◎ | |

※ 表中◎はPCB濃度が5,000mg/kg超100,000mg/kg以下の可燃性PCB汚染物処理が可能な施設 16

PCB廃棄物の処理委託

◆ 委託基準等

PCB廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物処理法の委託基準等*を遵守すること。

(* 廃棄物処理法第12条の2第5～7項、第12条の3、同法施行令第6条の6)

- ▶ 収集運搬は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者、処分は特別管理産業廃棄物許可業者、又は無害化処理認定業者へ委託すること
- ▶ 事前に委託する処理業者に特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱い注意事項を書面で通知すること
- ▶ 委託契約は書面によって行うこと
- ▶ 全ての処理が適正に行われることを確認すること
- ▶ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付すること

PCB廃棄物の処理委託

◆ 許可等の確認

- ▶ PCB廃棄物を積み込む場所及び積み下ろす場所を管轄する都道府県知事等の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を有しているか確認すること
- ▶ 処理を委託しようとするPCB廃棄物が、事業の範囲（許可品目）に含まれるか確認すること

【県外搬入事前協議制度等】

保管場所から都道府県等を越境して産業廃棄物を搬入する際、各自治体の条例等で事前協議等の規定を設けている場合があるため、処理先を所管する都道府県等のルールをあらかじめ確認しておくこと

18

PCB廃棄物の処理委託

◆ 契約書の作成・保存

- ▶ 契約書には廃棄物処理法で定める必要事項を記載すること

- ▶ 産業廃棄物の種類及び数量
- ▶ 契約の有効期間、料金
- ▶ 事業の範囲（許可証等の写しを添付）
- ▶ 適正処理のために必要な事項に関する情報
- ▶ 業務終了時の報告に関する事項
- ▶ 契約解除時の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
- ▶ (収集運搬)運搬の最終目的地
- ▶ (処分)処分等の場所、方法及び施設の処理能力 等

- ▶ 契約書は契約終了の日から5年間保存すること

19

PCB廃棄物の処理委託

◆ 委託先の適正処理能力確認等の実施

循環型地域社会の形成に関する条例第22条の規定

▶ 委託前の確認等

【収集運搬】

- ・ 運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設の実地調査※

【処分】

- ・ 処理施設の実地調査※
- ・ 処理能力及び処理実績の確認

(※ 自らの責任において実地調査をしている者から聴取・確認する場合を含む)

▶ 委託後の確認等

【処分】

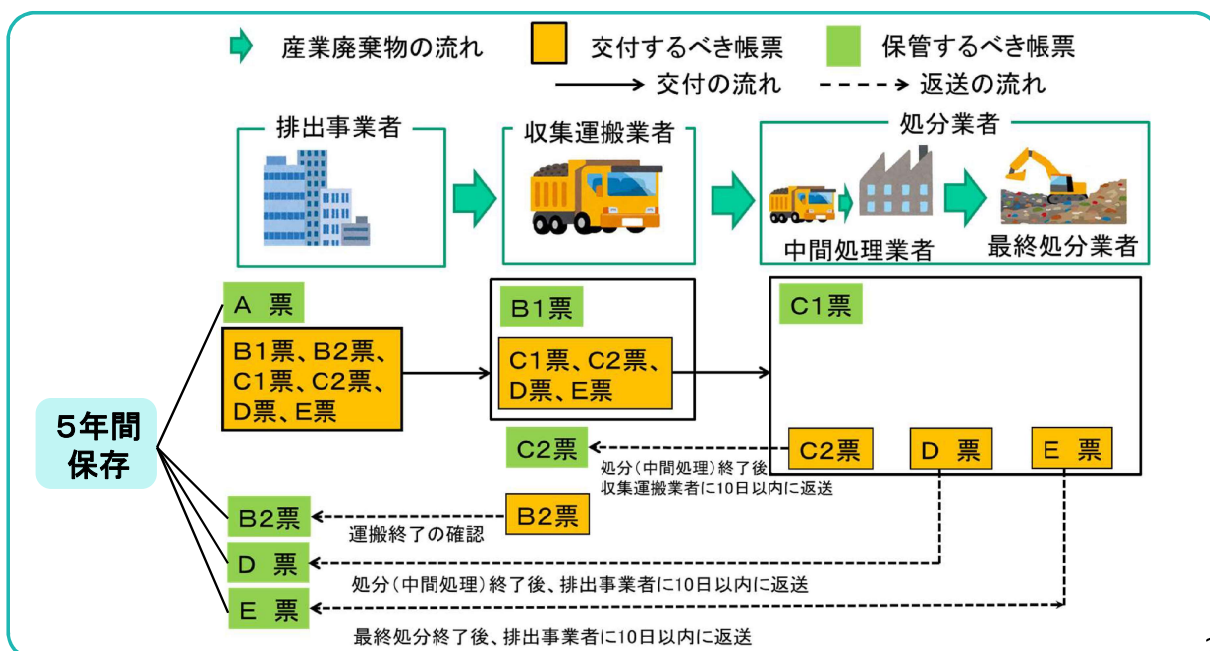
- ・ 年1回以上の処分状況の実地調査
- ・ 1年以上継続して委託する場合は、委託前【処分】の確認を年1回以上実施

20

PCB廃棄物の処理委託

◆ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

▶ 委託業者へPCB廃棄物を引き渡す際に交付すること



21

PCB廃棄物の処理委託

◆ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

毎年6月30日までに、前年度の産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の交付状況について報告すること

※ 電子マニフェストを使用した場合は報告不要

◆ PCB廃棄物の処分終了届出書

保管する全てのPCB廃棄物を処分した場合は、処分が終了した日（委託した日）から20日以内に届け出ること

◆ 特別管理産業廃棄物処理実績報告書

毎年6月30日までに、前年度のPCB廃棄物処理実績について報告すること

22

法に基づく主な届出まとめ（低濃度）

◆ 保管及び処分状況等届出書（様式第一号（一））

| | |
|-------|---------------------------|
| 対象事業者 | PCB廃棄物の保管事業者 |
| 提出時期 | 前年度の保管等の状況について、その次年度の4～6月 |

◆ 保管の場所等の変更届出書（様式第二号）

| | |
|-------|---------------------|
| 対象事業者 | PCB廃棄物の保管場所を変更した事業者 |
| 提出時期 | 保管場所を変更した日から10日以内 |

◆ 処分終了届出書（様式第四号）

| | |
|-------|---------------------------|
| 対象事業者 | 保管する全てのPCB廃棄物を処分（委託）した事業者 |
| 提出時期 | 全てのPCB廃棄物の処分が完了した日から20日以内 |

23

法に基づく主な届出まとめ(低濃度)

◆ 承継届出書(様式第七号)

| | |
|-------|--|
| 対象事業者 | PCB廃棄物の保管事業者について相続、合併又は分割により事業者の地位を承継した者 |
| 提出時期 | 承継があった日から30日以内 |

◆ 譲受け届出書(様式第八号) ※ 譲り受けは原則禁止

| | |
|-------|--|
| 対象事業者 | PCB廃棄物を譲り受けた者 ※ 環境省令で定める場合であるとして、事前に申請し承認を受けた者であること |
| 提出時期 | 譲り受けた日から30日以内 |

24

届出・相談窓口

| 窓口 | 電話番号 | 管轄地域 |
|--|--------------|------------------------------|
| 盛岡広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 (盛岡市内丸11-1) | 019-629-6563 | 八幡平市・滝沢市・葛巻町・岩手町・雫石町・矢巾町・紫波町 |
| 県南広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 (奥州市水沢大手町5-5) | 0197-48-2422 | 奥州市・金ヶ崎町 |
| 花巻保健福祉環境センター 環境衛生課 (花巻市花城町1-41) | 0198-41-5405 | 花巻市・北上市・遠野市・西和賀町 |
| 一関保健福祉環境センター 環境衛生課 (一関市竹山町7-5) | 0191-26-1412 | 一関市・平泉町 |
| 沿岸広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課 (釜石市新町6-50) | 0193-27-5523 | 釜石市・大槌町 |
| 宮古保健福祉環境センター 環境衛生課 (宮古市五月町1-20) | 0193-64-2218 | 宮古市・岩泉町・山田町・田野畑村 |
| 大船渡保健福祉環境センター 環境衛生課 (大船渡市猪川町字前田6-1) | 0192-22-9814 | 大船渡市・陸前高田市・住田町 |
| 県南広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課 (久慈市八日町1-1) | 0194-66-9681 | 久慈市・洋野町・野田村・普代村 |
| 二戸保健福祉環境センター 環境衛生課 (二戸市石切所字荷渡6-3) | 0195-23-9219 | 二戸市・軽米町・一戸町・九戸村 |
| 盛岡市 環境部 廃棄物対策課 (盛岡市若園町2-18) | 019-626-7573 | 盛岡市 |

25